

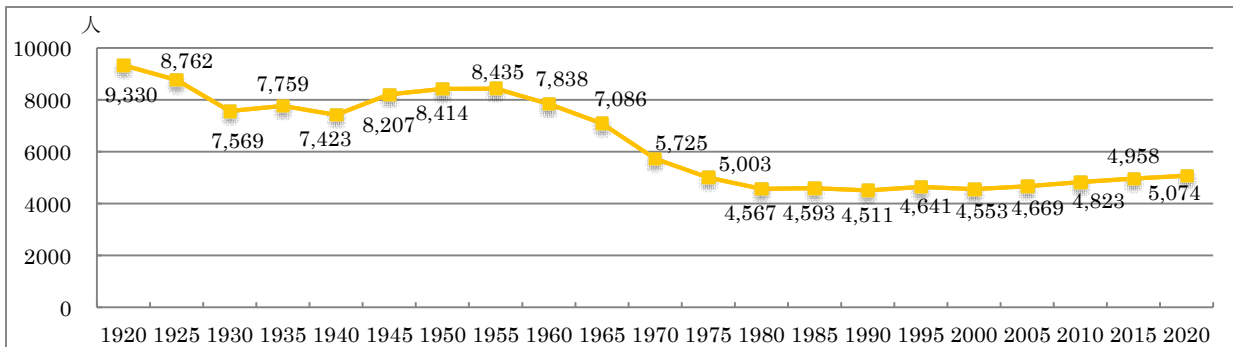
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

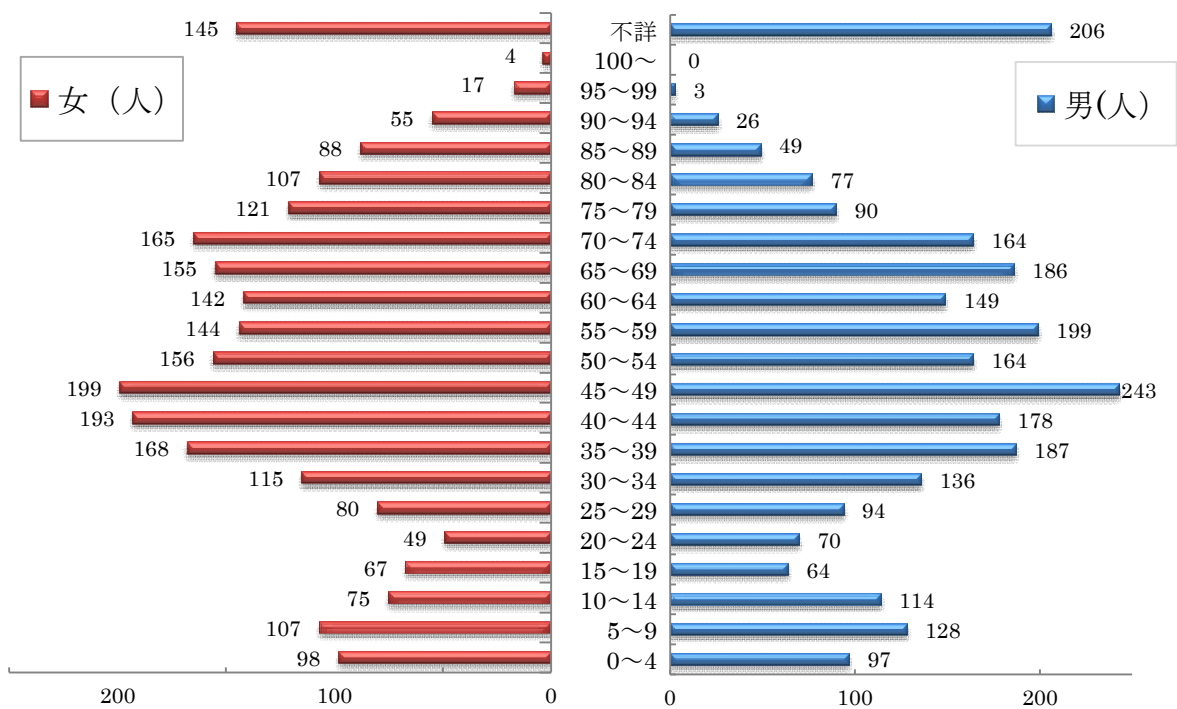
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ニセコ町の人口は、グラフ1-①「国勢調査における人口推移」のとおり、1920年から減少し、戦後は一時的に増加したものの、全国的に過疎化が顕著化し始めた1960年頃から再び減少傾向となった。1980年には1920年と比べ半分以下の人口に落ち込んだ。以降、横ばい状況が続いていたが、多くの市町村が人口減少となる中で、2000年を起点に再び増加傾向に転じている。65歳以上の高齢者比率は27.7%であるが、グラフ1-②「年齢別男女別人口」が示すとおり、人口割合の高い40歳台のスライドにより、今後の高齢化が進むことが懸念されている。

【グラフ1-①：国勢調査における人口推移】

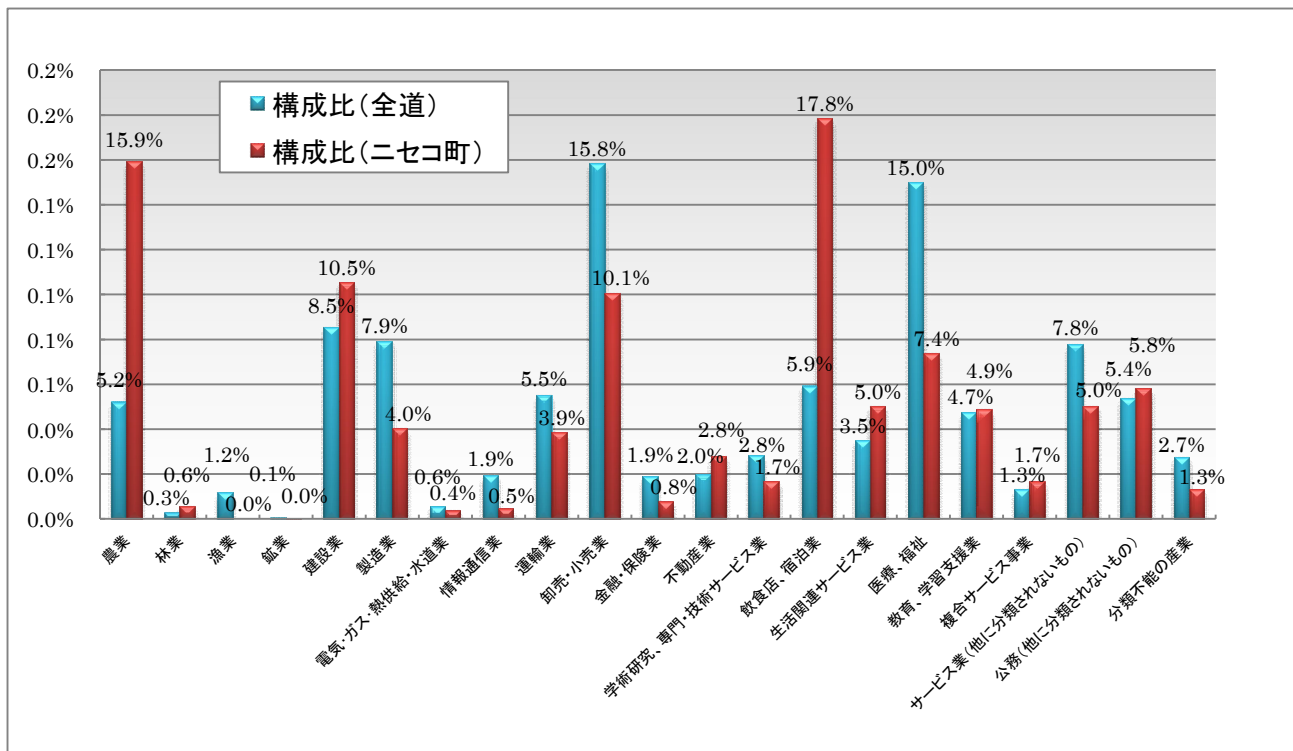


【グラフ1-②：年齢別男女別人口（2020年国勢調査）】



また、グラフ1-③「産業別就業人口比率」のとおり、農業と飲食店・宿泊業などの観光業が基幹産業となっている。

【グラフ1-③：産業別就業人口比率（2020年国勢調査）】

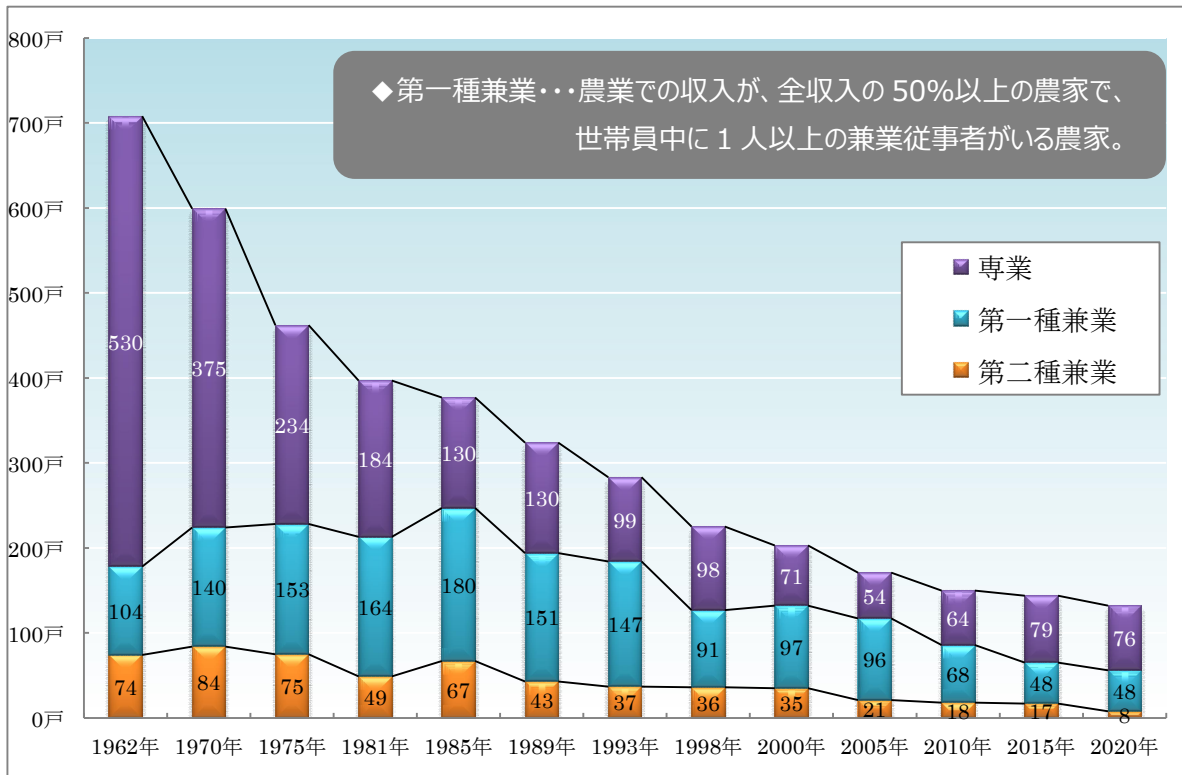


農業については、馬鈴薯を中心とした多品目生産の畑作や約9割が「Yes! Clean 認証」を得ている安心・安全な稲作のほか、酪農や果樹など多種多様な農畜産物の生産が特徴である。市場流通だけでなく町内直売所でも販売し、ニセコブランドとしての価値を高めている。また、6次産業化に向けた取組も進められ、平成27年度からは「国営緊急農地再編整備事業」の工事（事業計画：1,490ha）が始まり、生産基盤・経営基盤の強化が図られているところ。しかし、グラフ1-④「農家数の推移」で示すとおり、農家数は減少傾向にあり、農家の高齢化も進んでいるのが現状である。

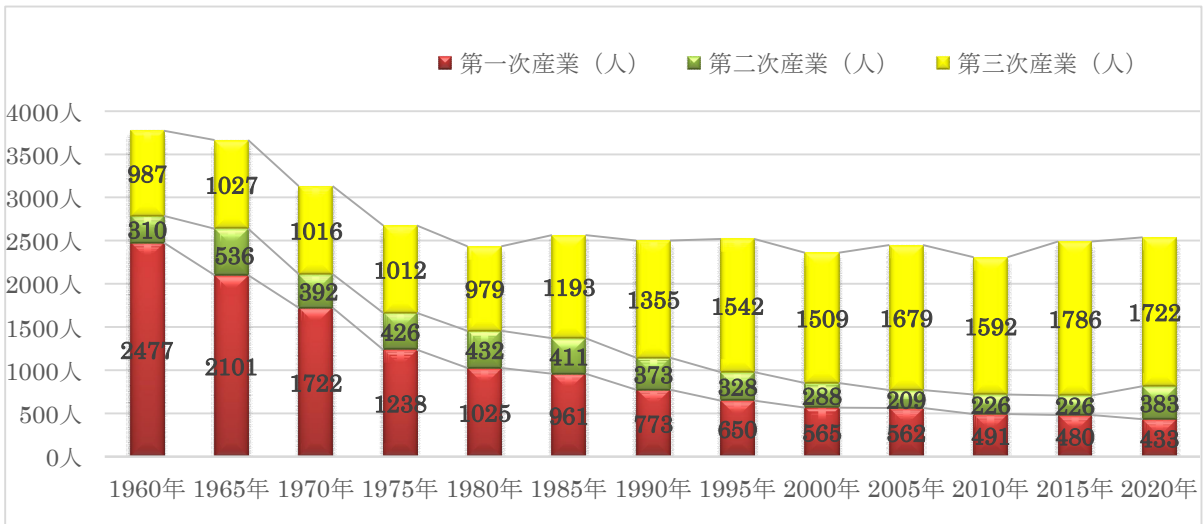
観光業においては、冬季のスキーを中心とする国際リゾートエリアを有し、年間170万人を超える観光客が訪れるため、飲食店・宿泊業の割合が高い。特にコロナ禍明けの全体的な人材不足の状況下で、特に観光業に関連する人材不足が深刻な状況である。また、地域経済の牽引産業として期待される観光業であるが、調達や雇用を町外に依存している割合が高く、観光入込による消費も町内で受け止め切れていない。

また、平成28年経済センサスによると、民営事業所は290事業所、従業者総数は1,892人、従業員50人以上の事業所は3事業者（1.0%）で、そのうち従業員100人以上は1事業所（0.3%）となっている。グラフ1-⑤「産業別就業人口比率」では、2020年調査で第二次産業が増加傾向に転じていることが示されている。主な要因は建設業の伸びと考察される。

【グラフ 1-④：農家数の推移（世界農林業センサス）】



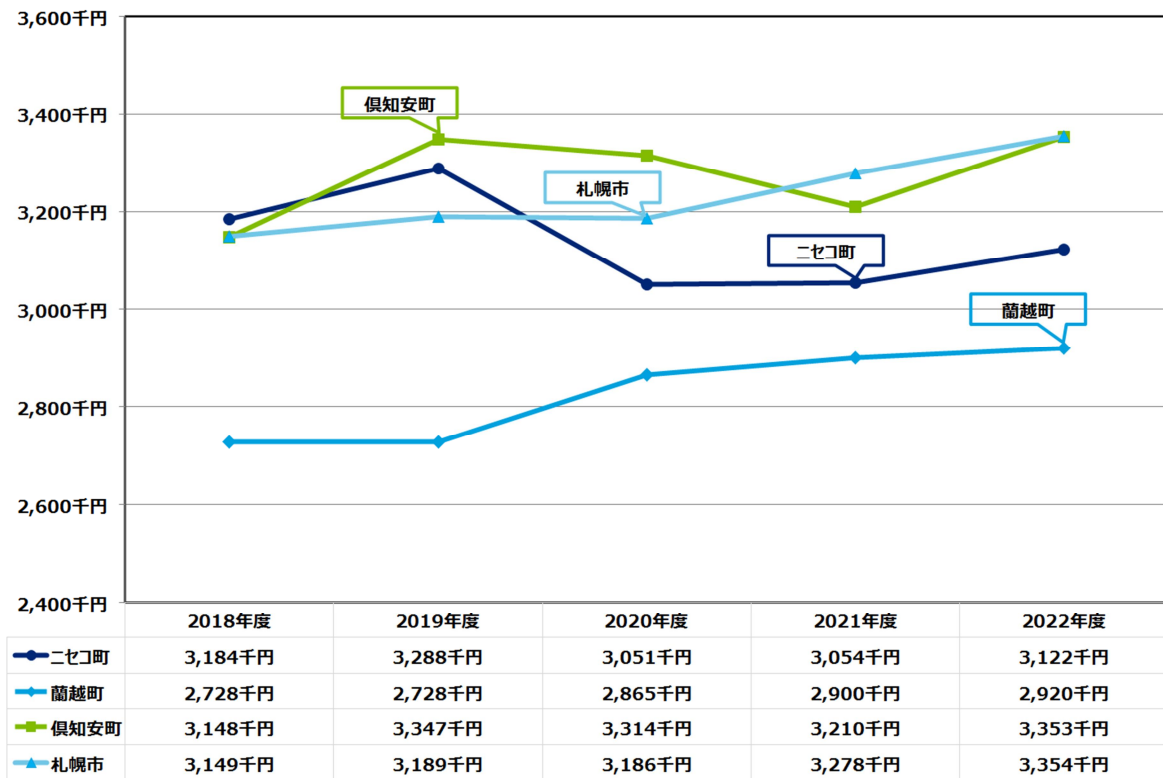
【グラフ 1-⑤：産業別就業人口比率（2020 年国勢調査）】



これらがニセコ町の産業構造等の概要である。町民の所得は、グラフ 1-⑥「納税義務者数一人あたり課税対象所得の推移」が示すとおり、コロナ禍による打撃を受けており、今後は観光業による投資・消費を地域でしっかりと受け止め、様々な町内産業の結びつきを強め地域経済の循環による活性化を図る。さらには町民所得の向上にまでつなげていくため、①基幹産業である農業・観光業分野における人材不足の解消、②農産物の加工による高付加価値化や 6 次産業化の促進、農業と観光業といった産業関連の強化、③多様化する消費を地元としてきめ細かに受け止められる飲食・小売・

サービス業等の小さな事業所の支援といった対応が早急に求められているところである。

【グラフ1ー⑥：納税義務者数一人あたり課税対象所得の推移
(市町村税課税状況等の調)】



(2) 目標

ニセコ町の地域経済の好循環に向けた高い即効性と経済波及効果が期待できる取り組みとして、町内中小零細事業者等に生産性の高い設備導入を促進することにより、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目指す。

このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

ニセコ町の地域経済の好循環に向けた高い即効性と経済波及効果が期待できる取り組みとして、町内中小零細事業者等に生産性の高い設備導入を促進するため、様々なケースに対応すべく、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

地域経済の好循環を図るため、本計画において対象となる区域は、北海道ニセコ町の行政区域全域とする。

(2) 対象業種・事業

様々な町内産業の結びつきを強め地域経済の循環による活性化を図り、町民所得の向上につなげていくため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日～令和7年6月18日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 環境の保全

ニセコ町は「環境モデル都市」や「SDGs未来都市」に選定されており、環境に配慮し、再生可能エネルギーの活用、ごみの分別・有料化にも力を入れ、水道水のほとんどが湧き水によるなど、水がきれいなことでも知られている。また、2001年に全国で初めて「町の憲法」といわれる自治基本条例「まちづくり基本条例」を制定し、「住民参加」と「情報共有」を大切な柱に、助け合いながらまちづくりを進めている。

本計画における生産性向上に向けた先端設備等の導入においても、エネルギー効率の高い設備や排ガス・廃棄物など環境負荷が低い設備を優先するなど、環境対策の向上を求めていく。

(2) 安定した雇用の保持

「1 先端設備等の導入の促進の目標」で示したとおり、本計画は地域経済の好循環を図るため、地域の人材不足解消等に向け先端設備等の導入による生産性向上を目指すものである。よって、先端設備等導入計画の認定にあたっては、単なる人員削減を目的とした取組を対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(3) その他

- ・ P D C A の実施体制

ニセコ町企画環境課を中心に関係部署との連携を図り、本計画と認定した先端設備等導入計画に関する効果を検証することとする。またその検証結果を踏まえ、本計画の内容や町による中小企業等支援について随時、見直しを行う。

なお、必要に応じて支援機関や有識者等の助言を求める。

- ・ 認定対象としない先端設備等導入計画

次に該当すると認めるときは、先端設備等導入計画の認定対象としない。

- ① 公の秩序又は善良の風俗に反する取組のおそれがあるとき。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)の対象となる営業に供する取組のおそれがあるとき。
- ③ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織及びその構成員の取組のおそれがあるとき。
- ④ 反社会的勢力との関係が認められる取組のおそれがあるとき。